

心のケアをめざす教育相談（さわらび相談室）について

<さわらび相談室について>

児童生徒の不登校や情緒障害等の精神科的課題を解決するために、専門医によるカウンセリング「さわらび相談室」を開設しています。相談対象は、市内公立小・中学校に在籍する児童生徒及びその保護者、関係教職員に限定しています。

「さわらび相談室」では、本人・保護者・関係教職員・専門医の4者による相談を原則としますが、状況により「本人不在」あるいは「教職員のみ」の相談を受け付ける場合もあります。なお、病院の受診とは異なりますので、「本人と保護者のみ」、「本人のみ」、「保護者のみ」の相談は受け付けておりません。

<専門医（精神科医）による相談活動の特徴>

- ・精神的・心理的な問題を抱える児童生徒の指導に関して、適切なアドバイスを受けることができます。
- ・病院外での相談のため、精神科の診断に対する抵抗感を和らげることができます。
- ・診断はできませんが、今後の医療行為について判断をするための相談窓口になります。
- ・児童生徒や保護者と共に教職員が相談に加わることにより、学校での対応等についてのアドバイスを受けることができます。

<さわらび相談室の実施について>

- ・相談日時 年間10回程度（月1回、4・8月を除く）、1日2～3件程度まで受け入れは可能です。
開設時刻は13時30分～16時30分です。
- ・相談場所 市役所5階 教育相談室
（受付・控え室：市役所6階教育センター）
- ・申込方法 毎月の開催通知を各学校に送付した後、学校を通じて予約受付になります。詳細については、教育センター（56-1617）あるいは各小・中学校に問い合わせください。